

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書（令和6年度）

作成日 2024/10/9
最終更新日 2024/10/9

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2024/10/9
国立大学法人名		東京学芸大学
法人の長の氏名		國分 充
問い合わせ先		担当部署 経営企画室評価企画係 (TEL 042-329-7771 E-mail hyouka@u-gakugei.ac.jp)
URL		https://www.u-gakugei.ac.jp/jouhou/05/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		監事及び経営協議会委員へガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書案と全原則の実施状況を説明した資料を送り、意見聴取を行った。当該意見聴取の結果を踏まえ、経営協議会において、本報告書の確認を審議事項として議題とし、本報告書の内容が承認されている。
監事による確認		監事及び経営協議会委員へガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書案と全原則の実施状況を説明した資料を送り、意見聴取を行った。当該意見聴取の結果を踏まえ、監事により、本報告書の内容が承認されている。
その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則を（下記に説明する原則を除き）すべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		【補充原則4-2③ 研究インテグリティ確保のための取組を定め、実践すること】 研究インテグリティ確保のための取組を検討中の段階であり、 本学の研究インテグリティ確保に関する規程を、今年度中に整備する予定である。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1－1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋		本学は、学則第 1 条に規定している大学の目的を「ミッション」とし、第 4 期中期目標期間の法人の基本的な目標を「ビジョン」、第 4 期の中期目標を「目標」、第 4 期の中期計画を「戦略」に相当するものとして策定をしている。 ミッション：学則第 1 条の大学の目的 学則第 1 条 「東京学芸大学は、人権を尊重し、すべての人々が共生する社会の建設と世界平和の実現に寄与するため、豊かな人間性と科学的精神に立脚した学芸諸般の教育研究活動を通して、高い知識と教養を備えた創造力・実践力に富む有為の教育者を養成することを目的とする。」 ビジョン：第 4 期中期目標期間の法人の基本的な目標 （詳細：東京学芸大学公式ウェブサイト URL（以下、URL という。） https://www.u-gakugei.ac.jp/01gaiyo/mokuhyo.html） <概要> 教育を通してより良い社会への変革を主導する全国的拠点大学として、「先進的な取組を支え、新たな先進的な取組の創出を推進する組織マネジメント」により、「個人の幸福と社会の持続的発展に貢献できる教育者を養成」、「日本の学校教育の最先端化を先導する研究及び研修を実施」、「広く国内外において教育に関する研究成果を発信」することを目標とし、大学経営を行っていく。 目標：第 4 期中期目標 （URL https://www.u-gakugei.ac.jp/jouhou/pdf/e7a8c5f0bf29530a113059d7be5401a7f24a8a49.pdf） 戦略：第 4 期中期計画 （URL https://www.u-gakugei.ac.jp/jouhou/pdf/6696ac3135011712299d8f0e2606dc1d21c505f5.pdf） ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋は下記のとおりである。 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋： ビジョン（第 4 期中期目標期間の法人の基本的な目標）、目標（第 4 期中期目標）及び戦略（第 4 期中期計画）を実現するため、中期計画ごとに担当理事・副学長、担当委員会、担当課を定め、各計画ごとに実現へ向けての工程表を策定し、全学戦略・広報本部の進捗管理のもと、必要に応じて工程表を見直して、計画の達成を図る。

補充原則 1－2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		目標（中期目標）及び戦略（中期計画）の進捗状況と実施成果を、全学戦略・広報本部において把握・検証するとともに、進捗状況と検証結果を踏まえて、中期目標・中期計画に関する必要な改善内容の検討や改善状況を含めた自己点検評価を行う。自己点検評価結果は、本学公式ウェブサイトで公表している。また、大学のビジョン、毎年度の主な取組、決算内容、教育研究・社会貢献のデータ等をまとめた財務等報告書（Financial & Annual Report）を作成している。 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等 ○自己点検評価結果 （URL https://www.u-gakugei.ac.jp/jouhou/01/ 国立大学法人としての公表事項 14 自己点検・評価） ○財務等報告書 （URL https://www.u-gakugei.ac.jp/jouhou/01 国立大学法人としての公表事項 11 国立大学法人東京学芸大学財務諸表等）
---	--	---

補充原則 1－3⑥（1） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		国立大学法人法に則り、役員会、経営協議会、教育研究評議会を置くとともに、大学運営上の重要案件について、役員会や経営協議会、教育研究評議会等で基本方針を策定する際の、事前の基本的な方向性の協議や、役員会や経営協議会、教育研究評議会等で承認された方針に基づいて、重要施策の基本的な進め方を協議する会議体として大学戦略会議が置かれている。また、「教員の人事に関し、学長を補佐し、学長のリーダーシップの発揮を推進する」ものとして役員会の下に教員人事会議が、「教育・研究に係る予算の配分に関する基本的事項を検討する」ものとして教育研究評議会の下に予算専門委員会が置かれ、十分な検討のもとに資源配分がなされる体制が整っている。 教学運営については、学部・大学院担当の副学長を配置するとともに、教務委員会、全学教室主任会、大学院教育学研究科運営委員会を設置し、定期的を開催を行っており、教育・研究機能等を強化するための協議を常に行うことができる体制が整っている。各会議体の権限と責任は規程により明確になっている。 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制 ○経営・教学を含んだ法人の重要事項の審議：役員会 ○主に経営面の重要事項審議：経営協議会 ○主に教学面の重要事項審議：教育研究評議会 ○大学運営上の重要案件について、役員会や経営協議会、教育研究評議会等で基本方針を策定する際の、事前の基本的な方向性の協議や、役員会や経営協議会、教育研究評議会等で承認された方針に基づいて、重要施策の基本的な進め方を協議：大学戦略会議 ○教員の人事に関し、学長を補佐し、学長のリーダーシップの発揮を推進するため、教員人事に関することを検討：教員人事会議 ○教育・研究に係る予算の配分に関する基本的事項を検討： 教育研究評議会予算専門委員会 ○学部及び特別支援教育特別専攻科の授業運営及び教務事項に係わる事項を審議し、必要な措置を講じる：教務委員会 ○本学の学部及び特別支援教育特別専攻科の学生に関する事項を審議： 全学教室主任会 ○本学の大学院教育学研究科の教務及び学生に関する事項を審議： 大学院教育学研究科運営委員会 上記会議体についての学内規程（例規集） （U R L http://www.u-gakugei.ac.jp/~houkis/reiki.html）
--	--	---

補充原則 1－3⑥（2） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		第4期の中期計画において、第4期の人事計画（総合的な人事方針）を定め公表を行っている。また、教員公募においては、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の精神を尊重し、業績等の評価において同等と認められた場合には、女性を積極的に採用する旨及び国籍、障がい等による差別を排除し、公平な選考を行う旨を明記している。 総合的な人事方針：第4期の人事計画 （以下、第4期中期計画より抜粋） 「2. 人事に関する計画 雇用・人事・人材育成に関する方針 ①若手研究者の採用比率の向上、男女共同参画へ向けた取組の継続、他大学等との人事交流の推進により、持続可能な教育研究体制を構築するとともに、人材の多様性を高める。 ②新年俸制やテニュアトラック制度を導入して、能力や業績に基づく人事を行い教育研究の活性化を図る。 ③PD（Professional Development、職員研修）等を通じて、教員の教育研究力及び職員の能力並びにコンプライアンス意識の向上を図る。 ④教職協働を推進し、より円滑かつ質の高い大学運営を行う。」
補充原則 1－3⑥（3） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		第4期の中期計画において、「第4期の予算、収支計画及び資金計画」を定め公表している。第4期の予算については、支出は業務費で69,714百万円を見込み、収入は運営費交付金で47,915百万円、自己収入として21,799百万円を見込んでいる。 中期的な財務計画：第4期の予算、収支計画及び資金計画 （URL https://www.u-gakugei.ac.jp/jouhou/pdf/6696ac3135011712299d8f0e2606dc1d21c505f5.pdf 12ページ）

補充原則 1－3⑥（４）及び補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		毎年度、自己点検評価結果、決算報告書、事業報告書、財務等報告書（Financial&Annual Report）を作成・公表し、財務諸表だけでなく、活動状況の報告や資金の使用状況をより詳細にわかりやすく公表するとともに、毎年度、教育研究成果をアニュアル・レポートとして公表している。また、個々の教員の研究成果も本学公式ウェブサイトで公開している。 教育研究の費用及び成果等 ○財務諸表、事業報告書、決算報告書、財務等報告書 （URL https://www.u-gakugei.ac.jp/jouhou/01/ 国立大学法人としての公表事項 11 国立大学法人東京学芸大学財務諸表等） ○自己点検評価結果 （URL https://www.u-gakugei.ac.jp/jouhou/01/ 国立大学法人としての公表事項 14 自己点検・評価） ○教育研究成果を記載：アニュアルレポート （URL https://www.u-gakugei.ac.jp/jouhou/01/ 国立大学法人としての公表事項 14 自己点検・評価） ○個々の教員の研究成果：「教員情報検索」の各教員ページ （URL https://gyoseki.u-gakugei.ac.jp/search/?lang=ja）
補充原則 1－4② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針		法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針 ○学長特別補佐、学長補佐制度を活用し、実践的に経営能力を育成する。 ※学長特別補佐は、学長が指示する特定の事項を担当

原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		学長の意思決定や業務執行をサポートする者として、理事（外部理事を含む）・副学長、学長特別補佐、学長補佐を置いている。理事・副学長の職務分担、学長特別補佐及び学長補佐制度は、規程として整備され、公表されている。 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等 ○理事・副学長の職務分担を規定：国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め （U R L https://www2.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h200328tkm0019.html） ○学長特別補佐制度を規定：学長特別補佐規程 （U R L http://www.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h29tei27.html） ○学長補佐制度を規定：学長補佐規程 （U R L http://www.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h16tei370003.html）
補充原則 2 - 2 - 1 ① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等に当たっての考え方や選任理由		
原則 2 - 3 - 1 役員会の議事録		役員会の議題及び審議結果を記載した議事録を作成し、公表している。 役員会の議事録 （U R L https://www.u-gakugei.ac.jp/jouhou/01/ 国立大学法人としての公表事項 2 役員会の名簿及び議事要旨）
原則 2 - 4 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況 大学業務及び学校管理に精通する本学以外の外部での経験を有する理事（大学運営等担当、学校運営等担当）を 2 名置いている。また、うち 1 名は女性となっている。大学業務や学校管理に精通していること、「国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め」において定める職務内容に基づき、その職務を遂行するために必要な知識、経験、能力等を有するかを学長が判断し、任命を行っている。 ○外部での経験を有する理事（大学運営等担当、学校運営等担当）の選任理由について （U R L https://www.u-gakugei.ac.jp/jouhou/pdf/24_0401_sennin.pdf） ○外部での経験を有する理事（大学運営等担当、学校運営等担当）の経歴等の詳細について （U R L https://www.u-gakugei.ac.jp/jouhou/pdf/24_0401_keireki.pdf）

補充原則 3－1－1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		経営協議会の外部委員に係る選考方針 学外委員の任命については、経営協議会規程第 3 条第 2 項「大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する」に基づき、必要な知識、経験、能力等を有するかを学長が判断し、任命を行うこととしている。 外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫 資料の事前送付により審議案件への理解を深めたうえで会議に参加することや、意見交換の時間を十分に確保するなどの工夫により審議の活性化を図っている。また、年に 1 回ほど附属学校において会議を開催をすることで、附属学校での教育成果・課題の把握とともに、附属学校を含めた法人としての経営という視点をあらためて共有する工夫も行っている。
---	--	---

補充原則 3－3－1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		現学長の選考に当たっては、学長選考・監察会議において、学長に必要とされる資質・能力に関する基準を含む学長選考基準を定め、学長候補者の所信を聴く会及び学長選考・監察会議が実施する学長候補者へのヒアリングを実施し、これらの結果を踏まえ、常勤職員による意向投票の結果も参考に、適正に選考を行っている。また、選考に係る基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表している。 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由 ○現学長（任期：令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日）の選考に係る学長選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由 （U R L https://www.u-gakugei.ac.jp/01gaiyo/gakucho_senkou.html 学長選考・監察会議 学長候補者選考）
補充原則 3－3－1 ③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無 学長の任期については、安定的にリーダーシップを発揮する観点から 4 年とし、継続的な経営・運営体制の構築の観点から再任を可とするが、経営・運営体制の硬直化の弊害の観点を踏まえ、引き続き 6 年を超えて在任することはできないこととしており、学長選考等規程第 9 条に「学長の任期は 4 年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き 6 年を超えて在任することはできない。」と規定している。これを改正するには、同規程第 1 2 条により学長選考・監察会議の議を経なければならないとしている。 ○学長選考等規程 （U R L https://www2.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h16tei500006.html）
原則 3－3－2 法人の長の解任を申し出るための手続き		法人の長の解任を申し出るための手続き 学長の解任を文部科学大臣に申し出るための手続きについては、「学長解任規程」を整備し、公表している。 ○学長解任規程 （U R L https://www2.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h19tei030002.html）
補充原則 3－3－3 ② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果 学長選考・監察会議の審議事項として、選考した学長の業務執行の状況についての確認が規定され、選考した学長の職務が適切に遂行されているかの評価を含めて、毎年度、業務執行状況の確認を行い、確認結果を公表している。 ○学長の業務執行状況の確認について （U R L https://www.u-gakugei.ac.jp/01gaiyo/gakucho_senkou.html 学長選考・監察会議 学長の業務執行状況の確認）

原則 3－3－4 学長選考・監察会議の委員 の選任方法・選任理由		学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由 学長選考・監察会議に関して、経営協議会の学外委員からの選出については、経営協議会において、選出の考え方として、「①これまで本学と関係があり（過年度の経営協議会委員等、授業担当等）、本学について一定の理解があることや②業種間のバランスも考慮すること」を示し、公立学校校長、学校法人経営者、民間企業関係者を含む計 5 名を経営協議会において選出している。教育研究評議会の評議員からの選出については、教育研究評議会において、選出の考え方として、「①大学運営に関わる全教職員を代表する構成とする。②本学の教職員は、大学教員、事務職員、附属学校教員から成っており、教育研究評議会の評議員から、それらを代表する職を選出すると、大学教員を代表する学系長、事務職員を代表する事務局長、附属学校を代表する附属学校運営部長となる。③大学の事業・方針の継続性から、現執行部の理事を加える。」を示し、学系長、事務局長、附属学校運営部長、理事を含む計 5 名を教育研究評議会において選出している。
原則 3－3－5 大学総括理事を置く場合、 その検討結果に至った理由		大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由 現在、大学総括理事を置いていない。選考した学長の業務執行についての確認を行うなかで、必要に応じて、大学総括理事の設置を含め、経営力を発揮できる体制の検討を行っていく。

基本原則 4 及び原則 4 － 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況 内部統制については、内部統制を統括する組織や内部統制推進責任者の役割等を規定している「内部統制に関する規程」を制定し、運用体制を公表している。同規程において、内部統制を統括する組織を役員会とし、運用状況を適切に見直す役割を明確にしている。 ○内部統制に関する規程 （U R L https://www2.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h27tei060006.html）
原則 4 － 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫 国民・社会からの理解と支持を得て、本学のミッション・ビジョンの実現を果たすため、法令等に基づく情報公開だけでなく、経営体制、教育研究内容やその成果、地域連携、産学連携に関する情報を本学公式ウェブサイトの中核として発信している。また、大学のビジョン、毎年度の主な取組、決算内容、教育研究・社会貢献のデータ等をまとめた財務等報告書（Financial&Annual Report）を作成し、公表している。本学公式ウェブサイトでは、トップページで学生への重要な周知事項、本学志願者への入学者選抜情報や大学案内、重要な研究成果などを大きく示すとともに、経営体制や教育内容、教員紹介、地域に開かれた公開講座の案内が掲載されている。また、本学の関係者である受験生・保護者、卒業生、現職教員・教育関係者、地域・一般の方に対しては、それぞれ関係する情報をわかりやすくまとめたページを設けて情報提供している。 ○東京学芸大学公式ウェブサイト トップページ （U R L https://www.u-gakugei.ac.jp） ○財務等報告書 （URL https://www.u-gakugei.ac.jp/jouhou/01/ 国立大学法人としての公表事項 11 国立大学法人東京学芸大学財務諸表等） ○受験生・保護者向けページ （URL https://www.u-gakugei.ac.jp/juken/） ○卒業生向けページ （URL https://www.u-gakugei.ac.jp/alumni/） ○現職教員・教育関係者向けページ （URL https://www.u-gakugei.ac.jp/t-support/） ○地域・一般の方向けページ （URL https://www.u-gakugei.ac.jp/chiiki/）

補充原則 4－1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況 本学公式ウェブサイトにおいては、法令に基づく情報公開として「国立大学法人としての公表事項」というページに適切な内容を掲載した上で、トップページにリンクバナーを設けてアクセスしやすくしているほか、本学の関係者である受験生・保護者、卒業生、現職教員・教育関係者、地域・一般の方に対しては、それぞれ関係する情報をわかりやすくまとめたページを設けて情報提供している。 ○東京学芸大学公式ウェブサイト トップページ （URL https://www.u-gakugei.ac.jp） ○受験生・保護者向けページ （URL https://www.u-gakugei.ac.jp/juken/） ○卒業生向けページ （URL https://www.u-gakugei.ac.jp/alumni/） ○現職教員・教育関係者向けページ （URL https://www.u-gakugei.ac.jp/t-support/） ○地域・一般の方向けページ （URL https://www.u-gakugei.ac.jp/chiiki/）
---	--	--

補充原則 4－1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報		学生が享受できた教育成果を示す情報 ディプロマポリシーにおいて、本学学生が大学で身に付けることができる能力を示すとともに、カリキュラムポリシー、アドミSSIONポリシーを定め、3つのポリシーに基づいた教育活動と入学者選抜を行っている。学生の満足度については、学部生の卒業時及び修士課程と専門職学位課程の大学院生の修了時に、本学の教育等に関する満足度を調査している。また、学生の進路状況についても本学公式ウェブサイト公表している。 ○学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠について ・ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミSSIONポリシー (URL https://www.u-gakugei.ac.jp/01gaiyo/3policy.html) ○学生の満足度： ・学部生95％（令和5年度卒業生への卒業時調査による。 「本学の教育に総体的にどの程度満足していますか」の設問における無回答者を除いた「非常に満足している」と「満足している」に回答している者の割合） ・大学院生（修士課程）98％、（専門職学位課程）98％（令和5年度修了生への修了時調査による。「本学の大学院教育に総体的にどの程度満足していますか」の設問における無回答者を除いた「非常に満足している」と「満足している」に回答している者の割合） ○学生の進路状況 (URL https://www.u-gakugei.ac.jp/jouhou/02/ 「学校教育法施行規則第172条の2に係る公表事項」 4 進学者数及び就職者数その他の進学及び就職等の状況に関すること)
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 (URL https://www.u-gakugei.ac.jp/jouhou/01/)